

平成26年度 京都市立中京中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

1－（1）目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

1－（2）基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

2 基本的施策

2－（1）学校におけるいじめ防止

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく、授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な小集団による学習形態を工夫することで、生徒が主となり安心して学習に臨める環境づくりを行う。そのために、日常でのチームとしての教科会の充実は言うに及ばず、公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて授業づくりに努める。

道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのために、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を活用し指導・啓発を行う。また、休日参観等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

体験活動の充実

- ・キャリア教育の視点から、職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図るとともに、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、お互いにお互いが、支え・励まし・高め合う集団の形成を目ざし、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・いろいろな機会にいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、地域で『いじめられていないか?』、『他の子どもをいじめていないか?』と声かけをしていけるように広く保護者の理解・協力を求める。

その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

2－（2）いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を丁寧かつ意識的・積極的に行い、生徒の変化を早期に発見する。
- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシートを年複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の相談はもちろんのこと年複数回の教育相談期間を設定し、生徒を多面的に観察・理解できる、クラスマネジメントシート等のツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適切な支援・指導を行う。

2－（3）教職員の資質向上

- ・日常的に生徒に関する情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用した、校内研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察のチェックシートを活用し、可視化を図り教職員相互で補完する。

2－（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・学校・保護者が連携し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止の徹底に努める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりを把握し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに

努める。

- ・あらゆる教育活動を通して、情報リテラシーを涵養する。
- ・P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

3－（1）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

[実施予定] 週1回

[構 成 員] 学校長 教頭 指導教諭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭 スクールカウンセラー S S W

- [内 容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
 - ・問題行動に対する、未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

3－（2）いじめに対する措置

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置を講じ、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめの情報

情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から生徒指導委員会（いじめ対策委員会）に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める

指導・支援体制を組む

- 生徒指導委員会（いじめ対策委員会）で指導・支援体制を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

連携

関係機関

子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、生徒指導委員会（いじめ対策委員会）でより適切に対応
- 常に状況把握に努める

4 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

5 - (1) 年間計画A

月	取 組		
	第1学年	第2学年	第3学年
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開 ・家庭訪問週間 ・道徳『1 - (1)』 ・非行防止教室 ・クラスマネジメントシート (1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開 ・家庭訪問週間 ・道徳『1 - (1)』 ・非行防止教室 ・クラスマネジメントシート (1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開 ・家庭訪問週間 ・道徳『1 - (1)』 ・修学旅行取組 ・クラスマネジメントシート (1回目)
5	<ul style="list-style-type: none"> ※『2 - (2)』 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ※『2 - (2)』 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ※『2 - (2)』 ・生徒総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・教育相談週間 ・チャレンジ体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・教育相談週間
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 ・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 ・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 ・保護者懇談 ・家庭地域教育学級 ・夏補習
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業
9	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『3 - (3)』 ・体育大会 (学級集団づくり) ・支部授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『3 - (3)』 ・体育大会 (学級集団づくり) ・支部授業研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『3 - (3)』 ・体育大会 (学級集団づくり) ・支部授業研修会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭・合唱コンクール (学級集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭・合唱コンクール (学級集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭・合唱コンクール (学級集団づくり)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート (2回目) ・生徒会アンケート実施 ・生徒総会 ・教育相談週間 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート (2回目) ・生徒会アンケート実施 ・生徒総会 ・教育相談週間 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート (2回目) ・生徒会アンケート実施 ・生徒総会 ・教育相談週間 ・公開授業週間
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談
1	<ul style="list-style-type: none"> 道徳『1 - (5)』 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳『1 - (5)』 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳『1 - (5)』
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・クラスマネジメントシート (3回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・クラスマネジメントシート (3回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート (3回目)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ



5 - (2) 年間計画B

月	取 組		
	学級づくり・生徒会	授業改善・道徳教育	啓発活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・生徒会オリ・歓迎会 ・家庭訪問週間 ・クラスマネジメントシート (1回目) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の作法指導 ・道徳『1 - (1)』 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『2 - (2)』 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室
6	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・教育相談 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育学級
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 ・夏補習
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業
9	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『3 - (3)』 ・支部授業研修会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭, 合唱コンクール 		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会アンケート実施 ・生徒総会 ・クラスマネジメントシート (2回目) ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭地域教育学級
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 ・冬季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業 ・冬補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業
1		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『1 - (5)』 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート (3回目) ・教育相談週間 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ 		

5 - (3) 年間計画C

月	取 組		
	防止対策	早期発見	職員会議等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・学習の作法指導 ・道徳『1 - (1)』 ・生徒会オリ・歓迎会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・道徳『2 - (2)』 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ教室 ・公開授業週間 ・夏補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会) ・公開授業週間
8			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳『3 - (3)』 ・体育大会 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会) ・支部授業研修会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭, 合唱コンクール 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会アンケート実施 ・生徒総会 ・人権学習 ・公開授業週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート実施 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会) ・公開授業週間
12	<ul style="list-style-type: none"> ・冬補習 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 	
1			<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
2		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート実施 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のまとめ 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 (いじめ対策委員会)

